

徳島県規則第45号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月10日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和39年徳島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。